

# 会議録の公開について(案)

## 1 公開の目的

審議内容を公開することにより、総合計画改定の進捗状況、議論の内容を多くの市民に知っていただき、市民の関心を高めることで、総合計画の大きなテーマの一つである市民協働・市民参画によるまちづくりの推進の必要性に対する認識や、行政のためだけの計画ではなく市民にとっても関わりの深い計画であるという意識の醸成を目的とする。

## 2 公開の方法

### ① 市ホームページへの掲載

インターネット上の「田原市ホームページ」に会議録を掲載する。

### ② 市役所閲覧

市役所政策推進課にて、会議録が閲覧できるようにする。

## 3 会議録の確認

会議録の公開にあたり、事務局の作成する会議録の内容を確認するため、審議会開催の都度、会長が委員の中から会議録確認者2名を指名し、確認者は内容確認のうえ署名するものとする。

## 参 考

田原市総合計画審議会運営規定（昭和59年9月14日訓令第12号）

－ 抜 粹 －

（会議録）

第9条 審議会は、会議録を備えて置かなければならない。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 委員等の出席及び欠席の状況
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事の経過の要点
- (5) その他議長において必要と認めた事項